

平成 24 年（ワ）第 213 号、平成 25 年（ワ）第 131 号、同第 252 号

平成 26 年（ワ）第 101 号、平成 27 年（ワ）第 34 号

福島原発避難者損害賠償請求事件

原 告 早川篤雄 外 585 名

被 告 東京電力株式会社

2015（平成 27）年 10 月 23 日

福島地方裁判所いわき支部（合議 1 係） 御中

準備書面 156

（帰還拒否の合理性について）

原告ら訴訟代理人弁護士	小野寺利孝	印
同	広田次男	印
同	鈴木堯博	印
同	清水洋	印
同	米倉勉	印
同	笹山尚人	印
同	鳥飼康二	印
原告ら訴訟復代理人弁護士	大久保修一	印
同	菊間龍一	印
同	佐藤美由紀	印
同	塚本和也	印
同	山田大輔外	印

目次

第1 はじめに.....	4
第2 帰還を拒否する理由	4
1. 帰還意向.....	4
2. 拒否理由.....	4
3. 分析の方向性	5
第3 除染効果に対する疑問.....	6
1. はじめに.....	6
2. 除染の効果.....	6
(1) 除染の目標	6
(2) 除染の実施と結果	7
3. 除染効果に対する不安	7
(1) 目標の意義	7
(2) 除染の限界	8
(3) 除染廃棄物に対する不安	10
4. まとめ	10
第4 放射線被ばくに対する不安	10
1. はじめに	10
2. 放射線に対して抱く不安の要因、不安の内容	11
(1) 心理学者	11
(2) 精神科医	12
(3) 公衆衛生学者	13
(4) 公衆衛生当局	13
(5) 小括	14
3. 政府によるリスク・コミュニケーション	15
(1) リスク・コミュニケーションの実施.....	15
(2) 集団訴訟における被告、国の主張.....	15
(3) 欠如モデル	16
4. 欠如モデルの機能不全	16
(1) 専門家による指摘	16
(2) 住民調査結果による裏付け	17
5. 欠如モデルが機能しない理由	18
(1) 心理学的知見	18
(2) 科学的素養の影響	19
(3) 信頼の影響	20

6. リスク比較の是非	21
7. リスク認知の主体・基準.....	22
8. まとめ	24
第5 原発事故、放射性物質の拡散が再び起こるおそれ（事故未収束）	24
1. はじめに	24
2. 新聞記事の選出方法	24
3. 原発の安全性に関する報道の内容及びその評価	26
(1) 核燃料の取り出しについて	26
(2) 汚染水対策について	27
(3) 福島第1原発1号機、原子炉建屋を覆うカバーの解体作業について .	30
(4) 廃炉作業全体について	31
(5) 被告東京電力の当事者意識の欠如	33
(6) 小括	35
第6 結語	35

第1 はじめに

原告らは、準備書面50・第1において、帰還拒否の権利等について主張した。これに関連して、本書面は、既に避難指示が解除された区域の原告や、避難指示解除準備区域など近い将来避難指示が解除されることが見込まれる区域の原告らについて、避難指示解除後も避難を続けることが合理的であること、ひいては避難指示解除後も、避難慰謝料、故郷喪失慰謝料、不動産再取得価格、財物損害をそれぞれ請求することについて、正当な理由があることを、包括的に主張・立証するものである。

本書面では、まず、復興庁の調査によって明らかにされた避難者が帰還を拒否する理由について分析する。次に、一般人・通常人を基準として、その理由に基づいて帰還を拒否することが合理的な思考（合理的な選択）であることを、それぞれ主張・立証する。

第2 帰還を拒否する理由

1. 帰還意向

復興庁が平成27年3月にまとめた「平成26年度 原子力被災自治体における住民意向調査結果」（甲A172：20～22頁）によると、避難指示解除後の帰還の意向について、「戻らないと決めている」と回答した割合は、最も低い数値で川俣町の22.6%、最も高い数値で大熊町の57.9%であった（平均¹すると45.9%となる）。

また、「まだ判断がつかない」と回答した割合は、最も低い数値で川俣町の23.2%、最も高い数値で飯館村の32.5%であった（平均¹すると27.7%となる）。

このように、過半数の避難住民は、避難指示が解除されたとしても、帰還しない、あるいは帰還について判断ができない、と考えている。

2. 拒否理由

上記復興庁調査（甲A172：33頁以下）によると、現時点で戻らないと決めている理由として、いずれの市町村においても、「帰還の前提・健康に関わるもの」が相対的に高い。具体的には、それぞれの平均割合¹は、「放射線量が低下せず不安だから」（56.9%）、「原子力発電所の安全性に不安があるから」（58.9%）、「水道水など生活用水の安全性に不安があるから」（57.0%）であった。

また、「町内の復旧状況に関わるもの」について、それぞれの平均割合¹は、「地区に戻っても仕事がなさそうだから」（29.8%）、「地区での事業再開が

¹ 各町村の回答者数（n）に回答割合を乗じたものを加算し、全回答者数で除することで平均値を算出。

難しいから」(14.2%)、「営農などができそうにないから」(15.0%)、「家が汚染・劣化し、住める状況ではないから」(53.6%)、「地区外への移動交通が不便だから」(30.6%)、「道路、鉄道等の交通インフラに不安があるから」(32.9%)、「医療環境に不安があるから」(61.0%)、「介護・福祉サービスに不安があるから」(35.4%)、「教育環境に不安があるから」(23.2%)、「生活に必要な商業施設などが元に戻りそうにないから」(57.4%)であった。

さらに、「今後の生活に関わるもの」について、それぞれの平均割合¹は、「高齢者・介護者だけの世帯なので生活が不安だから」(25.3%)、「他の住民も戻りそうにないから」(36.0%)、「帰還までに時間がかかるから」(48.3%)、「避難先で仕事を見つけているから」(14.6%)、「今の環境で子どもの教育を継続させたいから」(18.6%)、「避難先の方が利便性が高いから」(40.8%)であった。

3. 分析の方向性

前記2において、多くの避難者が帰還を拒否する理由としてあげた「放射線量が低下せず不安だから」および「水道水など生活用水の安全性に不安があるから」は、「除染効果に対する疑問」、「放射線被ばくに対する不安」と言い換えることができる。

そこで、まず、以下第3において、一般人・通常人を基準とすると、除染効果に対して疑問を抱くことは、合理的な思考であることを、環境省のモデリング事業等に基づいて主張・立証する。次に、以下第4において、一般人・通常人を基準とすると、放射線被ばくに対して不安を抱くことは、合理的な思考であることを、心理学者の見解等に基づいて主張・立証する。

また、多くの避難者が帰還を拒否する理由としてあげた「原子力発電所の安全性に不安があるから」は、「原発事故、放射性物質の拡散が起こるおそれがある（原発事故が収束していない）」と言い換えることができる。そこで、以下第5において、一般人・通常人を基準とすると、原発事故が再び起こると考えて帰還を拒否することは、合理的な思考であることを、新聞記事等に基づいて主張・立証する。

さらに、「町内の復旧状況に関わるもの」についても、多くの避難者が帰還を拒否する理由としてあげていることから、別途準備書面において、各町村の復旧状況を分析し、一般人・通常人を基準とすると、町内の復旧状況が進まないことを理由に帰還を拒否することは、合理的な思考であることを主張・立証する。

なお、アンケートに対して多くの住民が帰還を拒否する理由としてあげている事実自体も、一部の偏った意見ではない（合理的な思考である）ことを裏付け

ている。

第3 除染効果に対する疑問

1. はじめに

環境省は、2015（平成27）年3月、「平成26年度『除染に関する報告書』－これまでに環境省等が実施した生活環境の除染の経験等のとりまとめ－」（甲A184）を公表している。

この報告書は、「主に環境省が取り組んだ除染等を中心に、除染の基本的な方針や実施の枠組、実際に現場で行われた除染作業をベースとした除染事業の管理に関する知見や、個々の除染技術の使用方法・条件・効果等を「除染に関する報告書」（以下、「本報告書」という。）として包括的にとりまとめた。」（甲A184冒頭「はじめに」）という趣旨で作成されている。

しかし、以下のとおり、除染の効果は限定的であり、また、除染廃棄物も仮置き場として住宅近傍に保管されることになるのであるから、除染という観点から、住民の放射線に対する不安が解消することはない。

2. 除染の効果

（1）除染の目標

放射性物質汚染対処特措法（以下、「特措法」）は、環境大臣が除染に関する基本方針を作成し、閣議の決定を求めなければならない（7条）と定めており、これに基づき、政府は、2011（平成23）年11月11日、以下の内容の基本方針を閣議決定した（甲A184：25頁）。

①自然被ばく線量及び医療被ばく線量を除いた被ばく線量（以下「追加被ばく線量」という。）が年間20ミリシーベルト以上である地域については、当該地域を段階的かつ迅速に縮小することを目指すものとする。ただし、線量が特に高い地域については、長期的な取り組みが必要となることに留意が必要である。この目標については、土壤等の除染等の措置の効果、モデル事業の結果等を踏まえて、今後、具体的な目標を設定するものとする。

②追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト未満である地域については、次の目標を目指すものとする。

ア 長期的な目標として追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下となること。

イ 平成25年8月末までに、一般公衆の年間追加被ばく線量を平成23年8月末と比べて、放射性物質の物理的減衰等を含めて約50%減少した状態を実現すること。

ウ 子どもが安心して生活できる環境を取り戻すことが重要であり、学校、公園など子どもの生活環境を優先的に除染することによって、平成25年8月末までに、子どもの年間追加被ばく線量が平成23年8月末と比べて、放射性物質の物理的減衰等を含めて約60%減少した状態を実現すること。

(2) 除染の実施と結果

基本方針における当初の計画では、除染特別地域については、平成25年度までに除染が完了するスケジュールであったが（甲A184：29～31頁）、環境省は、平成25年度の半ばに、「除染の進捗状況についての総点検」を行い、これを踏まえて各市町村と協議を行い、特措法29条1項に基づき、除染特別地域内の実施計画を改訂した（甲A184：32頁）。

その結果、「宅地及びその近隣について、平成27年度内の完了を目途に優先的に除染を実施する。残りについて、平成28年度内の完了を目途に除染を実施する。更に作業の加速化・円滑化を図り、可能な限り、工期の短縮に努める。」

（南相馬市、富岡町）などのスケジュール変更がされた（甲A184：33頁）。

そして、2015（平成27）年2月20日現在で、田村市、川内村、楢葉町、大熊町が「面的除染終了」、葛尾村、川俣町、飯館村が「宅地除染終了等」、南相馬市、浪江町、富岡町、双葉町が「除染作業中・準備中」とされている（甲A184：34頁）。

以上の結果、一般公衆の年間追加被ばく線量は、全体として2年間で約64%減少し、子どもの年間追加被ばく線量は、全体として2年間で約65%減少するなど、前記の基本方針の目標は達成されたと、本報告書は述べている（甲A184：211頁）。

また、国及び地方自治体が実施したこれまでの除染事業において、除染の効果（空間線量率）の整理が行われており、その結果、「除染前の空間線量率は、0.36～0.93 μ Sv/hであったのに対し、除染後は、0.25～0.57 μ Sv/hとなった。空間線量率は全体として低減されており、かつ、除染後の方がその存在幅は小さくなっている。」とされている（甲A184：214頁）。

3. 除染効果に対する不安

(1) 目標の意義

確かに、前記2(2)のとおり、一連の除染事業によって、基本方針における目標は一定程度達成されているのかもしれない。

しかし、基本方針における除染目標は、本件事故前の放射線量に戻すことではないし、また、一般公衆の被ばく限度とされる年間1ミリシーベルト以下を目標

とするものでもない。基本方針の「放射性物質の物理的減衰等を含めて約50%減少（子どもについて約60%減少）」は、単なる政策目標であって、何ら医学的・科学的根拠に基づくものではない。

したがって、たとえ基本方針における目標が一定程度達成されたからといって、住民の健康が守られる（不安が解消する）ことにはならない。

（2）除染の限界

ア 本報告書

除染の結果について、本報告書は、「年間追加被ばく線量は、全体として2年間で約64%減少するなど、目標を達成していると評価された。」（甲A184：211頁）と評価している。

しかし、「約64%減少」のうち、約40%は物理的減衰等による低減率であり、積極的な除染による効果は、高々20%程度に過ぎない（甲A184：211頁）。したがって、除染の効果には技術的な限界がある。

また、本報告書も「事前モニタリングで十分に探索しきれず除染後にホットスポットが残され、住民独自の測定により新たにホットスポットが発見された場合、クレームの原因となるケースがあった」（甲A184：44頁）、「放射性物質は時間と共に降雨の影響などで移動すること、構造物の形状・材質などにより留まりやすさが異なることなどから、事故直後からの時間経過とともに、線量がまだら状態になり、一部には局所的線量の高いホットスポットと呼ばれるような場も生じた……汚染状態が一様でなかつたことが、身近にホットスポットがあるのではないかという住民の不安に影響を与えた」（甲A184：57頁）と述べているとおり、除染によってホットスポットの出現を完全に抑えることはできない。

さらに、森林については、林縁（境目）から20メートルの範囲のみが除染対象となっており（甲A185：7頁）、その除染効果も、「森林全体の平均的な低減率は約22%であり、除染事業全体の中でも低くなっている。」（甲A184：219）、「20m以上範囲を拡大してもさらなる低減効果は認められませんでした。」（甲A185：5頁）と報告されているとおり、極めて限定的である。

イ メディア報道

このように除染の効果は限定的であることは、メディアによっても広く報道されている。

たとえば、2013年5月17日NHKニュースでは、「除染が、必ずしも十分な効果をあげていないことが分かりました。原発事故を受けて福島県内で行われている除染についてNHKが調べたところ、除染作業をしても、放射線量が基準とされる値まで下がらない地区が8割近くに上ることが分かりました。」

「なぜ、除染の効果は思うように上がらないのか。庭の土を入れ替えて除染を終えた住宅です。地表で計った値は0.07マイクロシーベルトまで下がりました。しかし、高さ1メートル付近では、およそ4倍の0.3マイクロシーベルト。周辺の環境の影響が大きいといいます。」などと報じている（甲A186：2013年5月17日NHKニュース）。

また、除染について現場を取材した記事（甲A187：姜誠「ルポ除染迷走」世界・臨時増刊852号）は、以下のように報じている。

- ・環境省関係者はこう声をひそめる。「ここまで計画がべた遅れになると、もはや除染にあまり意味がないとも感じています。……つまり、除染などしなくても自然減衰効果で、当初の目的はクリアされようとしているのです。」（甲A187：133頁）
- ・東大除染チームが「ここが怪しいと」とにらんだ地点一たとえば側溝では八.九マイクロシーベルトという高い数値が検出されてしまった。きちんと除染したつもりでも、ピンポイントで高い線量が検出されるスポットは容易には退治できないのだ。（甲A187：134頁）
- ・多くの自治体関係者が指摘するのが環境省の「除染ガイドライン」の不備だ。ある除染担当者が悲鳴を上げる。「ガイドラインに従って除染をしても、十分に線量が落ちないんです。たとえば、住宅周辺の山林除染の範囲は宅地から二〇mまでとされています。……当初はガンマ線は六〇～七〇m飛ぶので、最低でも同じくらい除染しないとダメだと聞かされていたのですが、いつの間にか予算の関係で二〇mになってしまった。」（甲A187：138頁）
- ・（前双葉町長）井戸川氏が言う。「今の除染を私は否定します。線量の高い場所へ住民を連れ戻すための見せかけ、偽りの除染だからです。」（甲A187：141頁）
- ・環境省によると、都路地区では平均二.六～〇.四マイクロシーベルトだった住宅地の線量が除染の結果、〇.五三～〇.三二マイクロシーベルトまで下がったという。だが、同地区の国道三九九号線沿いにある一軒の民家を訪ねると、主人から即座にこんな答えが返ってきた。「国の発表はウソだね。俺の家はそうなっていないもの！」二〇一三年五月、自宅周辺の線量を測ってもらったところ、雨どい下などを中心に、一二マイクロシーベルト前後のホットスポットがいくつも見つかった。（甲A187：141頁）

ウ 小括

以上のように、除染の効果が限定的であることは、本報告書も認めており、メディア報道によって、住民らに広く知れ渡っている。したがって、住民らが、除染の効果に対して疑問や不安を抱くことは、至極当然なのである。

(3) 除染廃棄物に対する不安

除染によって生じる廃棄物の最終処分場が定まっていないことは周知の事実であり、現在、除染廃棄物は、住宅からそれほど離れていない「仮置場」に保管されている。

この「仮置場」については、本報告書が「仮置場がそのまま処分場になってしまうのではないかという不安があった。」、「放射性物質で汚染された土壤等を集積することで、放射線の影響が強くなるのではないかとの不安があつた。」（甲A184：66頁）などと報告しているとおり、住民らは不安を抱いている。

なお、除染廃棄物は、「仮置場」から、大熊町、双葉町が受け入れを表明した「中間貯蔵施設」へ輸送されつつあるが（環境省・中間貯蔵施設情報サイト²⁾）、各町村で発生し続ける膨大な量の除染廃棄物を、果たしてすべて「中間貯蔵施設」へ輸送することができるのかについては、疑問がある。

4.まとめ

以上のように、国や自治体が進めている除染については、その目標値の定め方、技術的限界、除染廃棄物の処理など、様々な問題点や限界点がある。

したがって、一般人・通常人が、除染に疑問を感じて、帰還を拒否することは、合理的な思考（合理的な選択）なのである。

第4 放射線被ばくに対する不安

1.はじめに

前記第2・2のとおり、復興庁調査によると、帰還しない理由として、「放射線量が低下せず不安だから」（56.9%）、「水道水など生活用水の安全性に不安があるから」（57.0%）、など「放射性被ばくに対する不安」が重要な理由を占めている。

その一方で、放射線被ばくの健康影響について、政府は、「低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ報告書」（2011年12月22日、内閣官房；乙1）、「年間20ミリシーベルトの基準について」（2013年3月、経済産業省）などに基づき、避難指示等の政策基準として、年間20ミリシーベルトを示している。また、被告は、生涯積算線量100ミリシーベルト以下では発がんリスクの増加を証明することは難しい、年間20ミリシーベルト被ばく相当の健康リスクは、喫煙、肥満、野菜不足などの他の発がん要因によるリスクと比べても低いなどと主張している（答弁書31頁以下）。

ところが、政府が示す年間20ミリシーベルトとの基準や、低線量被ばくに關

² <https://josen.env.go.jp/chukanchozou/>

する見解については、元放射線医学総合研究所主任研究官・崎山比早子による「低線量放射線被曝による発癌には“しきい値がない”すなわち安全量は存在しないという国際的な合意が成り立っている。」(甲A188の1)、岡山大学大学院環境生命科学研究所・津田敏秀教授による「今もなお日本国内のみで続く科学的根拠のない100mSv閾値論」(甲A188の2)などの有力な批判があり、また、準備書面3・第1で述べたとおり、ICRPは、「約100mSvを下回る低線量域では、がん又は遺伝性影響の発生率が関係する臓器及び組織の等価線量の増加に正比例して増加するであろうと仮定するのが科学的にもっともらしい」との立場を取っている。すなわち、年間20ミリシーベルト以下の被ばく量であれば、健康リスクが存在しないと科学的に立証されているわけではないし、絶対的な安全値(閾値)は存在しないとされている(甲A140・18~21頁参照)。ちなみに、2015(平成27)年10月、累積被ばく線量が20ミリシーベルト未満(19.8ミリシーベルト)の労働者が白血病を発症して労災申請したケースで、労働基準監督署は、放射線被ばくと白血病発症との間に因果関係が認め、労災を認定した(甲A189)。

また、辻内琢也(早稲田大学人間科学学術院)が2013年に避難者を対象として実施した、「戻ってもよいと思われる放射線水準」との調査結果によると、被告が主張する年間20ミリシーベルト未満で「戻っても良い」と回答したのは、福島仮設調査で6.3%、埼玉東京調査で2.4%にとどまっている。そして、65%以上の住民が、本件事故以前の線量(追加被ばく線量ゼロ)あるいは除染後の最終目標とされる線量以下(追加被ばく年間1ミリシーベルト以下)と回答している(甲A147:108~109頁)。

このように、放射線被ばくについて、情報を発信する側の政府による見解と、受け止める側の原告らを含む住民の感情との間には、大きな隔たりがある。

しかし、以下のとおり、精神医学、心理学、リスク・コミュニケーション学などの観点に照らせば、原告らを含む住民が、放射線被ばくに対して不安を抱き、避難指示解除後に帰還を拒否することは、一般人・通常人を基準として、合理的な思考なのである。

2. 放射線に対して抱く不安の要因、不安の内容

放射線に対して不安を引き起こす要因について、以下のように、心理学者、精神医学者等による精密な分析がなされている。

(1) 心理学者

JCO 臨界事故後の調査に取り組んできた心理学者の蓑下成子(川村学園女子大学文学部心理学科)は、住民ケアの経験、文献研究の結果より、放射線事故後の社会的特徴や不安を引き起こす要因として、①心理社会的影響の広範囲、長期

性、②ホルモンや遺伝子への影響不安、③胎児や幼い子どもが放射能に弱い、④原子力技術者たちの見解が一致していない、⑤放射線の測定が困難であること、⑥風評被害、⑦情報の錯綜（原子爆弾やがんの連想、感染症との関係）、⑧対処行動へのフィードバック認知の暴走³をあげている（甲A17：383頁）。

また、「リスク認知」を専門とする心理学者の中谷内一也（同志社大学心理学部）は、様々なハザード⁴に対する人々のリスク認知は、大きく2つの因子（「恐ろしさ因子」「未知性因子」）によって決定されることを紹介した上、本件原発事故に対するリスク認知は、2つの因子のいずれにも良く当てはまると論じている（甲A190：55頁以下）。すなわち、「恐ろしさ因子」を構成する8つの要素について、①（制御が困難）巨大津波に襲われて炉心融解という深刻な事故発生を抑えられなかつたし、事故発生後も全電源喪失により核燃料の冷却ができず、それが事故後数日間続いて被害を発生させたこと、②（恐ろしさ）原子炉の建て屋の水素爆発や火災の様子が放映され、どうしたって恐ろしいという感情を抱くこと、③（帰結の致死性）今回は免れたものの、施設の爆発や高線量放射線被曝はそこにいる人を死に至らしめる潜在力があること、④（世界的な惨事の可能性）放出された放射性物質は遠くにまで汚染地域を広げたこと、⑤（リスク削減の困難性）事故の収束には数十年単位の長い時間を要すること、⑥（将来世代への影響）とくに子どもへの放射線の影響が懸念されていること、⑦（非自発性）福島県民にとってあえて被曝線量の高い地域での生活を選んだのではないこと、⑧（不平等）東京を含めた首都圏への電力供給のために被害を被ったことなど、いずれも良く当てはまる。また、「未知性因子」を構成する4つの要素について、⑨（観察が不可能）放射線は見たり聞こえたりするものではないこと、⑩（さらされていることの理解困難）リスクにさらされていても影響の有無を感じることができないこと、⑪（影響の晩発性）発がんのような影響はただちに現れるのではなくないこと、⑫（新しいリスク）施設敷地外の一般市民が大気や食品、水道水中の放射性物質を気にしなければならない事態は初めてであることなど、いずれも良く当てはまる。

（2）精神科医

本件原発事故後の精神疾患症例を分析している井上弘寿（自治医科大学精神医学教室）は、一般的に原子力災害が引き起こす恐怖感、不安感の特徴として、①放射線は目に見えず、感知器なしに検知することはできないこと、②遺伝子への影響が懸念されること、③健康被害があるかどうかは長い年月を経過しない

³ 放射線を回避する対処行動は、不安を低下させず、かえって高くすることがある。危険の原因を突き止める努力が失敗してフラストレーションが起り、無力と感じてしまうことがある（甲A17）。

⁴ 化学物質、新たな科学技術、交通事故、災害、戦争など、身体・生命に対する危険因子。

とわからないこと、④原爆や癌と関連づけられること、⑤放射線災害では移動することによって危険を避けることができること、⑥放射線災害は自然災害よりも感染症のモデルに近いこと、をあげている。これらに加えて、井上は、本件原発事故の特殊性として、⑦政府の情報公開の遅れと不透明さ、⑧専門家の見解の相違⁵、⑨国内外のメディアの報道内容の相違、⑩食品に関する風評、⑪インターネットにおける流言飛語、をあげている（甲A16：1220頁以下）。

（3）公衆衛生学者

専門家と一般国民のリスク認識の差異について研究している公衆衛生学者の杉田稔（東邦大学医学部社会医学講座）は、文献、インターネット情報の収集分析や、個別面接を通じた検討の結果、一般国民の原発の過酷事故に対する感情として、①一般国民にとって、原発の事故による健康障害リスクの上昇に関し、リスク全般について理解することは困難であること、②そのリスクが低いと科学的に検証できても、個人のリスクと将来の結果を明示できないこと、③被告東京電力の原発事故のような人災では、それによるリスクには不寛容で、本音としてゼロリスクの保証を求めたがること、④そのリスクになりそうな行動を他罰的に何としても少しでも回避しようとする、⑤電力会社・政府・研究者達は「原発は絶対に安全」と言っていたにもかかわらず過酷な原発事故が発生したことや電力会社が微小な原発事故を隠蔽していたこと、さらに事故後に政府や電力会社などからの情報開示が必ずしも適切ではなかったことなどから、政府・研究者・電力会社の言うことを信用しなくなったこと、⑥ICRPのような国際的機関でさえ必ずしも信用され難いこと、⑦食品の放射性物質汚染に関しサンプリング検査をしても、それをすり抜ける確率がゼロと保障できないことから、全数検査以外の商品は信用されなくなったこと、をあげている（甲A191：516頁）。

（4）公衆衛生当局

米国疾病予防管理センター（CDC）の毒物・疾病登録局（ATSDR）は、リスク認知（リスク受容性）に影響を与える要素を、次のようにまとめている（甲A192：172頁）。

- ①自発的なものと感じられるリスクは、押し付けられたと感じられるものよりも受け入れやすい（非自発性）。
- ②自分で制御・管理が可能と感じられるリスクは、他人によって制御・管理され

⁵ たとえば、日本医事新報 No.4575, 7-26, 2011（甲A188）では、鈴木元（元放射線医学総合研究所臨床免疫室長）「年間数 mSv の被曝は絶対許容できないレベルなのか」との論稿と並んで、崎山比早子（元放射線医学研究所主任研究員）「放射線による遺伝子障害に安全量はない」との論稿が掲載されている。

ていると感じられるリスクよりも受け入れやすい（制御不可能性）。

③明らかに利益があると感じられるリスクは、全然または少ししか利益を感じられないものよりも受け入れやすい。

④国民に公平に及ぶと感じられるリスクは、国民に不公平に及ぶと感じられるものよりも受け入れやすい（不公平性）。

⑤自然由来であると感じられるリスクは、人為的と感じられるものよりも受け入れられやすい。

⑥統計に基づいていると感じられるリスクは、破滅的に感じられるリスクよりも受け入れやすい（破滅性）。

⑦信用できる源から起こっていると感じられるリスクは、信用できない源と感じられるものよりも受け入れやすい。

⑧熟知していると感じるリスクは、経験がない、または外来であると感じるリスクよりも受け入れやすい（未知性）。

⑨大人に影響すると感じられるリスクは、子供に影響すると感じられるものよりも受け入れやすい。

本件原発事故の特徴について考えると、すべての項目が、リスクを受け入れ難い方向に働いている。すなわち、世界的な公衆衛生行政の常識に照らして、本件原発事故による放射線被ばくに対し、住民がリスクを受容しないこと（恐怖や不安を抱くこと）は、当然の帰結なのである。

（5）小括

以上のように、心理学者、精神科医、公衆衛生学者などは、放射線の特殊性をあげた上で、一般人・通常人が恐怖感や不安感を抱くことを指摘している。

特に、中谷内一也による放射線災害はリスク認知の2因子にいずれもよくあてはまるとの指摘は、放射線災害は、その性質上、他のハザードと比較して、恐怖感・不安感をより強く生じやすいのであるから、線量の高低にかかわらず、一般人・通常人が、恐怖感や不安感を抱き続けることは、何ら不自然・不合理なことではないことを示している。

なお、他訴訟（福島地裁平成25年（ワ）第38号等）で提出された中谷内一也作成の意見書、および他訴訟で実施された中谷内一也に関する尋問調書を、後日、本訴訟において証拠提出する予定である。

3. 政府によるリスク・コミュニケーション

（1）リスク・コミュニケーションの実施

前記のとおり、多くの住民が放射線に対し複雑かつ深刻な不安を抱いており、その不安に関する要因も分析されている。

このような状況の中で、本件原発事故以来、政府は、様々な方法で、放射線被ばくに関するリスク・コミュニケーションを実施してきた。たとえば、消費者庁は、平成23年5月～平成26年9月まで、全国各地で、計240回を超える説明会（シンポジウム）を開催し⁶、「食品と放射能Q&A（第8版）」をHP上で無料配布している。

また、文部科学省は、教育現場向けに「小学生のための放射線副読本」、「中学生・高校生のための放射線副読本」を作成し、教師用の解説本も配布している⁷。

さらに、復興庁ほか10省庁は、連名で、「帰還に向けた放射線リスク・コミュニケーションに関する施策パッケージ」（平成26年2月）を発表し、リスク・コミュニケーションの強化等を訴えている⁸。

（2）集団訴訟における被告、国の主張

被告や国は、本訴訟を含む各地の集団訴訟⁹において、概ね、次のような主張をしている。

- ①生涯積算線量100ミリシーベルト以下では、発がんリスクの増加を証明することは難しい。
- ②年間20ミリシーベルト被ばく相当の健康リスクは、喫煙、肥満、野菜不足などの他の発がん要因によるリスクと比べても低い。
- ③東京～ニューヨークの航空機1往復による宇宙放射線被ばくは0.2ミリシーベルトである。
- ④不安感や危惧感などにとどまるものは、本件事故との間に相当因果関係の認められる損害とはいえない。
- ⑤自治体による住民の放射線被ばくに対する恐怖・不安感を軽減する取組みが進展し、放射線被ばくに対する不安も一定の解消に向かっている。

これらの主張のうち、①～③は、2011年12月22日に内閣官房から発表された「低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ報告書」（乙1）に基づくものであり、その内容は、前記（1）の消費者庁や文部科学省によるリスク・コミュニケーション資料とほぼ同じである¹⁰。

⁶ 消費者庁 http://www.caa.go.jp/jisin/r_index.html#k02

⁷ 文部科学省 http://www.mext.go.jp/b_menu/shuppan/sonota/detail/1311072.htm

⁸ 復興庁 <http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-1/20140217175933.html>

⁹ 福島地裁平成25年（ワ）第38号等）、東京地裁平成25年（ワ）第6103号等）など。

¹⁰ なお、④は、文部科学省が設置した原子力損害賠償紛争審査会が策定した「被告株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（第1次～第4次追補含む）に基づくものである。そして、⑤は、いわゆる自主的避難等対象者に対する賠償の終期を平成24年8月末とすることを正当化する理由として、被告によって主張されている。

(3) 欠如モデル

低線量被ばくに関する政府あるいは被告の見解には、科学的に問題があることは、前記1で指摘したとおりであるが、その点を措くとしても、リスク・コミュニケーションの観点から問題がある。

すなわち、政府によるリスク・コミュニケーションや、集団訴訟における被告や国の主張は、「住民が不安に思うのは、放射線に対する正しい知識が欠けているからである。しかし、放射線医学の専門家らが、正しい知識に基づき、『リスクは十分低い』と説明しているのであるから、もはや不安に思う必要はない（不安に思うことに合理性は見出せない）。」という考え方にもとづくのであろう。

このような考え方、「欠如モデル」¹¹と呼ばれている。「欠如モデル」とは、科学的知識について、公衆の側は「deficient（欠けている、不十分な）」であり、科学の側は「sufficient（十分な、足りている）」ということを暗黙の前提として、公衆は、問題となっている科学的事象について、知識や理解がないために、非合理的な恐れや不安を抱くが、知識や理解があれば、そのような非合理的な恐れや不安を抱かなくなる、そのためには、理解増進（public information campaign）をすすめよう、という考え方である（甲A193：110頁）。

4. 欠如モデルの機能不全

(1) 専門家による指摘

しかし、多くのリスク・コミュニケーションの専門家らによって、この欠如モデルには、公衆の恐怖感や不安感を解消する機能はないことが指摘されている。

たとえば、吉川肇子（慶應大学商学部社会心理学）は、本件原発事故におけるリスク・コミュニケーションに関する論考の中で、「今回もっとも大きな失敗は、非専門家である一般の人びとがリスクを理解しないのは適切な知識を欠いているからだ」という、欠陥モデル（deficit model）に基づくリスク・コミュニケーションが行われたことだと筆者は考えている。多くの専門家と言われる人びとがコミュニケータとして登場したわけであるが、その多くが欠陥モデルに基づいてコミュニケーションを行っているように見受けられた。しかし、このような啓蒙戦略の効果を実験的に検討した研究（具体的には高レベル廃棄物の安全性を題材にした啓蒙キャンペーンの効果を検討したもの）によれば、『人びとは問題を理解していないから啓蒙が必要である』とか、『安全性について科学的な保証をすることが重要』という前提に基づいたリスク・コミュニケーションは有効ではないことがすでに明らかになっている。」と論じている（甲A27：1039頁）。

¹¹ 欠如モデルは、「欠陥モデル」と称されることもある。

同様に、堀口逸子（順天堂大学医学部公衆衛生学教室）は、「リスクの受容については、専門家から、そのリスクについて知識がないからであり、知識が増えれば理解が促進され、受容されるといった意味合いの発言が聞かれるが、これは迷信であったことが心理学実験から明らかになったと紹介されている。」と論じている（甲A26：1035頁）。

（2）住民調査結果による裏付け

一方、住民調査結果によると、本件原発事故以来政府が主導してきたリスク・コミュニケーションは、功を奏していないことが明らかとなっている。

たとえば、福島県立医科大学放射線医学県民健康管理センターが実施した「県民健康管理調査」「こころの健康度・生活習慣に関する調査」によると、平成23年度と平成24年度を比較すると、「放射線の健康影響についての認識」について、（若干の低減傾向はあるものの）大きな差は見られなかった。すなわち、平成23年度（集計対象期間：平成24年1月30日～平成24年6月30日、有効回答7万39人）では、「急性の健康障害」について、4段階評価（可能性が「非常に高い」から「極めて低い」の順）では、6.7%、7.9%、19.8%、65.5%であったが、平成24年度（集計対象期間：平成25年2月7日～平成25年10月31日、有効回答5万5062人）では、9.0%、10.1%、22.8%、58.1%であった。同様に、「後年に生じる健康障害」では、平成23年度では、24.7%、22.9%、29.8%、22.9%であったが、平成24年度では、19.1%、20.2%、29.9%、30.8%であった。同様に、「次世代以降への人への健康影響」では、平成23年度では、34.6%、25.3%、24.5%、15.8%であったが、平成24年度では、24.9パーセント、23.2%、28.0%、23.9%であった（以上につき、甲A194および甲A195参照）。

また、消費者庁が実施した「食品中の放射性物質等に関する意識調査」によると、約5000人を対象としたインターネットによる意識調査（第1回：平成25年2月、第2回：平成25年8月、第3回：平成26年2月、第4回：平成26年8月）においても、放射線リスクに関する意識に変化は見られなかった。すなわち、「小さなリスクでも受け入れられない」と回答したのは、順に、16.6%→18.9%→16.4%→21.0%であった。同様に、「食品の購入に際して産地を「気にする」又は「どちらかといえば気にする」と回答したのは、68.2%→68.2%→65.7%→70.0%であり、「福島県産品の購入をためらう」と回答したのは、19.4%→17.9%→15.3%→19.6%であった（甲A196：1～2頁）。

そのほか、リスク・コミュニケーションが功を奏していない例として、前記の

とおり、2013年に避難者を対象として実施した、「戻ってもよいと思われる放射線水準」との調査結果によると、被告が主張する年間20ミリシーベルト未満で「戻っても良い」と回答したのは、福島仮設調査で6.3%、埼玉東京調査で2.4%にとどまっており、65%以上の住民が、本件事故以前の線量（追加被ばく線量ゼロ）あるいは除染後の最終目標とされる線量以下（追加被ばく年間1ミリシーベルト以下）と回答している（甲A147：108～109頁）。

5. 欠如モデルが機能しない理由

欠如モデルが機能しない理由として、以下の3つの視点があげられる。

（1）心理学的知見

不確実性のある状況や情報に対して、人々は、必ずしも論理的・客観的な意思決定をするのではなく、むしろ非合理的・主観的あるいは感情に基づいて判断や評価をして意思決定をすることが、多くの心理学研究によって明らかにされている。

具体的には、判断・決定を誤らせてしまう心理的過程として、代表性ヒューリスティック、利用可能性ヒューリスティック、係留と調整ヒューリスティック、主観確率における自信過剰現象、後知恵バイアス、一次バイアス、感情ヒューリスティックなどが知られている（甲A190：29頁以下）。一例を紹介すると、一次バイアスとは、人がある物事が起こる頻度の推定をする場合、実際には低頻度の事柄（たとえば飛行機事故による死亡）を過大視し、逆に、実際には高頻度の事柄（例えば心臓疾患による死亡）を過小視する心理的傾向のことである（甲A190：53頁）。

また、リスク認知には、個人的な要因（甲A190：69頁以下）、メディアの報じ方（甲A190：155頁以下）、信頼（甲A190：239頁以下）が影響することも知られている（信頼については後記で詳論する）。

以上のように、リスク認知には、様々な社会的・心理的因素が影響するため、科学的知識を与えさえすれば住民は正しいリスク認知に至るという欠如モデルは、単純には機能しないのである。

（2）科学的素養の影響

それでは、住民が科学的素養を持てば（科学教育を充実させれば）、欠如モデルは機能するようになるのであろうか。

この問い合わせに対する答えを探る手掛かりとして、2つの異なる科学技術（遺伝子組換食品、原子力発電）に対するリスク認知（主観的な安全度）について、一般公衆、バイオテクノロジー専門家、原子力専門家のリスク認知を比較した調査結果がある（甲A190：125頁以下）。それによると、原子力発電のリスク認

知について、原子力専門家はより安全だと考えているが、バイオテクノロジー専門家は、同様に安全とは考えていない（むしろ一般公衆と同じく危険と考えている）ことが示された。一方、遺伝子組換食品について、バイオテクノロジー専門家はより安全だと考えているが、原子力専門家は、同様に安全とは考えていないことが示された。これらの結果から、科学技術の専門教育を受けた専門家であっても、自分の専門領域の対象から外れると、当該専門家ののようなリスク認知をするわけではないことがわかる。

また、たとえ放射線に関する専門教育を受けたとしても、自分（家族を含む）が当事者になった場合には、合理的なリスク認知ができないことが示されている。救命救急の研修生（計200名）に対して、「あなたが科学的に納得できる1年間の値（放射線量）はどれですか？」「あなたは家族と一緒に住むといったときにはどの値にしますか？」「あなたが（一般住民を）避難させる立場だったら、どういう値で避難させますか？」との質問をしたところ、家族でない一般住民を避難させる放射線量は、家族を避難させる放射線量とは大幅に異なる結果が得られた（甲A18：216頁以下）。すなわち、たとえ放射線に関する科学教育を受けたとしても、自分が当事者でない場合には、科学的な値で他者を説得しようとするものの、自分が当事者の場合には、科学的な値では納得しないのである。

さらに、本件原発事故以前（2010年12月）に放射線安全管理者（71名）に対して行われた「安全と考える年間実効線量（急性、外部被ばく）」に関するアンケート調査によると、自分に対する安全線量の平均は、年間35.6ミリシーベルトであったが、子どもに対する安全線量の平均は、年間8.5ミリシーベルト年であり、原発事故前の放射線専門家の50-90%にとっても、（避難指示解除の目安とされている）年間20ミリシーベルトは、少なくとも子どもに対しては受容できないものであった（甲A197：140頁）。

以上のように、たとえ住民が科学的素養を持ったとしても、欠如モデルは容易には機能しないのである。

（3）信頼の影響

ア リスク・コミュニケーションにおける信頼の機能

リスク・コミュニケーションには、リスク・マネジメント組織に対する信頼が大きな影響を及ぼす、すなわち、リスク・マネジメント組織に対する信頼が低いほど、そのハザードに関する不安は高くなり、信頼が高ければ、不安は小さくなることが実証的研究によって明らかにされている（甲A198）。

リスク・コミュニケーションにおいて、人がある組織や個人を信頼するのは、信頼には、2つの機能（自分の意見を代弁する代理人選定の機能、事態を認識す

る上での複雑性や不確実性を低減して、自らの判断を形成する機能)があるからと考えられている。そして、普段身近でない環境リスクや科学技術の問題に関しては、後者の機能が重要になるとされている(甲A190:241頁)。

また、環境リスク・マネジメントや科学技術政策における信頼では、リスク管理者や政策立案者が多くの場合は組織や専門機関であり、顔の見えにくい相手であるため、対人的な信頼場面におけるノンバーバル行動(表情、語調、ジェスチャーなど)を判断材料とすることはできない。そのため、組織に対する信頼の醸成は、個人間における信頼の醸成と比較して、より困難とされている(甲A190:244頁)。

そして、信頼を構成する要因は、①専門能力、②公正さ・誠実さ、③価値共有性であるが、信頼獲得に及ぼす影響力は、①専門能力よりも、②公正さ・誠実さ、③価値共有性の方が大きいと考えられている(甲A190:247頁以下)。

すなわち、専門能力が高い組織や学者が科学的な根拠や論理にもとづいて公衆を説得したとしても、公正さや誠実さに疑いを持たれると、高い信頼は得られず、結果として、リスク・コミュニケーションは上手くいかないのである。

イ 被告、国の信頼度

本件原発事故におけるリスク・マネジメント組織(被告、国)は、住民から信頼を得ていないことは容易に想像できるが、それを裏付ける実証的研究報告がある(甲A199)。

すなわち、評価対象組織(原子力安全・保安院、食品安全委員会、気象庁気象研究所、東京大学地震研究所、被告、関西電力、JR東日本、JR西日本)について、インターネット調査によって、2011年4月(回答者1030名)および2012年4月(回答者649名)に調査したところ、被告および原子力・安全保安院は、他のすべての組織と比較して、有意に信頼が低く、また、2012年になっても信頼は回復していないことが確認された(2011年調査…被告:1.59¹²、原子力・安全保安院:1.64、JR西日本:2.23、食品安全委員会:2.25、地震研究所:2.54、関西電力:2.61、JR東日本:2.75、気象研究所:2.91、2012年調査…被告:1.51、原子力・安全保安院:1.59、JR西日本:2.25、食品安全委員会:2.21、地震研究所:2.59、関西電力:2.12、JR東日本:2.72、気象研究所:2.96)。

また、被告や国の信頼が低いことは、今に始まったことではなく、本件原発事故以前から指摘されていた。すなわち、篠原邦彦(日本原子力研究開発機構研究主席)は、本件原発事故直前にまとめられた報告の中で、「原子力が嫌われるという原因のひとつはやはり事業者の信頼感の問題があると思います。もちろん、

¹² 信頼評価は、5段階のリッカート尺度で行われた。数値が高い程、信頼が高いことになる。

政府の信頼性っていうのもあって、国民から見たときに両方があまり信頼されていない、事故隠しとかが繰り返されていると、そういうことが原子力に対する不信感を醸成してしまったんじゃないかと反省しています。」と述べていたのである（甲A200：208頁）。

ウ 小括

以上のように、本件原発事故の前後を通じて一貫して被告や国に対する信頼が欠けている現況では、欠如モデルはそもそも機能しないのである。

6. リスク比較の是非

前記3. のとおり、被告や国は、放射線被ばくの健康リスクを、喫煙や肥満などの健康リスクと比較することで、自らの主張を正当化しようとしている。

しかし、リスク比較について、1989年にガイドラインをまとめたCove 11（1989）によると、リスク比較の受容性は、5段階に分けられるとされる（甲A192：113頁）。

- ①第1ランク（最も受け入れられる比較）…時期が異なる同一のリスクの比較、基準との比較、同一のリスクに対する異なる評価の比較。
- ②第2ランク（望ましさの劣る比較）…何かを行うリスクとそれを行わないことの比較、同一の問題に対する異なる解決策間の比較、他の場所で起こった同一のリスクとの比較。
- ③第3ランク（更に劣る比較）…平均的リスクと特定の時期や場所における最大のリスクとの間の比較、ある悪影響を及ぼす一つの源泉に起因するリスクと同一の影響を及ぼす全ての源泉に起因するリスクの比較。
- ④第4ランク（僅かにしか受け入れられない比較）…コストとの比較、あるいはコスト/リスク比での比較、リスクと便益との比較、職業リスクと環境リスクの比較、同一の源泉に起因する他のリスクとの比較、同一の病気や怪我をもたらす他の特定原因との比較。
- ⑤第5ランク（ほとんど受け入れられない比較）…関係の無いリスクとの比較（原子力と喫煙、車の運転、落雷などを比較すること）。

このように、放射線被ばくと喫煙や肥満を比較することは、「ほとんど受け入れられないリスク」として、最低ランクに位置付けられている。

なお、このCove 11によるガイドラインおよび前記2（5）のCDCのまとめ項目は、2010年1月に、長崎大学大学院医歯薬学総合研究科のグローバルCOE プログラム「放射線健康リスク制御国際戦略拠点」による報告書（甲A192）で紹介されていることから、被告や国が知らなかつたことはあり得ない。

また、前掲の吉川も、リスク比較について、「具体的な手法として問題がきわ

だっていたのはリスク比較である。今回、放射線のリスクに関してリスク比較が多用された。発災後からしばらくの間、政府の原子力災害対策本部の記者会見場には日常生活のリスクを図示したパネルがおかれていたほどである。しかし、リスク比較は適切に使えばリスクの理解に役立つものの、表現の仕方や使用場面の選び方が非常に難しい手法である。リスク比較の効用について検討したC。v e l l らは、リスク比較は地域住民との信頼関係がある場合に限り有効であると述べている。リスク比較はしばしば人びとに安心を与えるために使われる。つまり人びとが思うほどにはリスクが大きくなきことを伝える。逆に、リスクの大きさを伝えるためにリスク比較が使われることは、可能性としてはありうるのだが実際にはほとんどない。したがって、リスク比較が行われるとき、人びとは、説得のために使われているのではないかと疑いをもってしまう。地域住民との信頼が鍵になるのはこのためである。信頼がないとき、あるいは信頼があるかどうかわからないとき、相手に疑念を抱かせないようにリスク比較を行うのは容易ではない。たとえば、比較対象になにをもってくるか、その選択だけでも難しい。今回の事例でいえば、事故による非自発的な被曝のリスクに対して自発的な喫煙のリスクと比較するならば、自発性という異なるリスクを比較していることが問題視される。また、医療被曝と比較するならば、便益（ベネフィット）が明瞭なリスクと比較している点が問題となる。このように使い方が難しい手法を、時間的に切迫している危機時に使ったため、内容のみならず送り手の信頼性まで損なう結果になってしまった。」と指摘している（甲A 27：1039頁以下）。

7. リスク認知の主体・基準

リスク認知に関して、誰を主体（基準）とすべきかについて、吉村良一（立命館大学法学部）は、法的に保護されるべき放射線被ばくに対する不安は、科学的に合理性のある不安に限るべきではなく、平均人・一般人を基準とした合理的な不安であるべきと論じている（甲A 150：57頁）。

このような吉村の問題意識は、リスク・コミュニケーションに関する専門家の意見とも整合する。すなわち、山口一郎（国立保健医療科学院生活環境部）は、「リスクの認知は主観的である。たとえば、リスク認知は、そのリスクを知っているかどうかや、そのリスクを恐ろしくてどうしても避けたいと思うかどうかによっても左右される。また、日常生活でかかわりをもつことの乏しいものや、自然と人工では人工物のほうがリスクを高いと思いやすいことが知られている。人にはだれでもそれぞれ思い込みがあるが、思い込みであっても共通認識が成り立てば、社会的現実になる。社会的現実は、あるコミュニティ内が共有されるリアリティである。天然のラドンは健康に悪影響を及ぼさないが、核燃料に由来

したラドンは人工放射性物質なので危険だというには、そう思う人びとにとってはリアルである。リスクの認知を考える現実とは客観的な世界の現実ではなく、社会的現実ではないであろうか。科学者は客観的事実がすべてと思うかもしれないが、科学者がもっている世界観がすべての人に通じるものではない。」と述べている（甲A28：1052頁以下）。

また、元吉忠寛（関西大学社会安全学部）は、「人々のリスク認知がヒューリスティックスに影響を受けるという事実に対して、かつては、誤ったヒューリスティックス的な判断をする一般の人々を、正しく合理的な判断ができるように導こうとする試みが繰り返しなされてきた。しかし、このような試みは失敗することがほとんどであった。そして、現在では、一般の人々がヒューリスティックスによる判断をするという事実は、よいとか悪いとか、正しいとか間違っているという議論をする類のものではないという考え方方が主流になっている。とにかく、実態として、一般の人々のリスク認知はヒューリスティックスの影響を受けてしまうものなのであるという事実を、きちんと認識することが重要なのである。例えば、健康への被害という観点から考えてみよう。客観的には、低線量の放射線の被曝による発がんリスクよりも、ブリやマグロなどの食物連鎖の上位にいる魚類に含まれるダイオキシン類や水銀類による健康被害や、たばこに含まれる発がん物質による発がんリスクの方が高い。しかし、私たちは、日常的に接している魚やたばこのリスクよりも、未知で、恐ろしい放射性物質のリスクを高く評価する。これは、正しいとか間違っているという議論とは別の論理でとらえるべきであり、私たちの多くが感じる、いわばあたりまえの感覚として受けとめるべきことなのである。このような私たちの感覚、ヒューリスティックスに頼ってはいるものの、多くの人が感じる正直な感覚を無視したり、非難したりすることはできないのである。したがって、このような私たちの感覚を前提として、さまざまな対応をとることが必要なのである。」と述べている（甲A190：138頁）。

8. まとめ

以上のように、放射線被ばくに対し、原告らを含む住民が深刻な不安を抱き続けることは、決して過剰な反応ではなく、心理学などによって科学的に裏付けられた一般的かつ合理的な心理状態なのである。

そして、他のハザードとは異なる放射線災害の特殊性、政府に対する信頼の欠如、前記第3で論じた除染に対する疑問などの事情に照らせば、リスク・コミュニケーションによって住民の不安を解消させることは、極めて困難である（前記のとおり、現に、本件原発事故以来、様々なリスク・コミュニケーションが実施してきたが、功を奏していない）。

したがって、原告らを含む住民が放射線被ばくに対する恐怖感・不安感を理由として帰還を拒否することは、一般人・通常人を基準とすると、合理性な思考（合理的な選択）であって、法的に保護されなければならないのである（単なる危惧感として切り捨ててはならないのである）。

第5 原発事故、放射性物質の拡散が再び起こるおそれ（事故未収束）

1. はじめに

前述第2の通り、復興庁調査によると、住民が現時点であるさとに戻らないと決めている理由として、いずれの市町村においても、「原子力発電所の安全性に不安があるから」（58.9%）、と答える住民が多い。

「原子力発電所の安全性に不安があるから」は、「原発事故の再発のおそれ、及び、それによる放射性物質の拡散の再発のおそれがある（原発事故が収束していない）」と言い換えることができる。

本章では、一般人・通常人を基準とすると、原発事故が再び起こると考えて帰還を拒否することは、合理的な思考であることを、一般人・通常人が日常接している新聞記事等に基づいて主張・立証する。

2. 新聞記事の選出方法

本章は、2014年9月から2015年8月までの期間における、福島第1原発、第2原発に関する新聞社の記事をまとめた、甲A201号証（「2014年9月から2015年8月までの期間における原発に関する事故の記事について」）に基づいて論述する。

甲A201号証で2014年9月から2015年8月までの期間における新聞記事を選出した理由は、避難指示の解除がされはじめた2015年9月現在においても、原発に関する事故が多発しており、その報道に接する一般人・通常人としては、2015年9月現在において、原発の安全性に不安を持つのが通常であることを示すためである。

甲A201号証は、「For Our Future since 11 March 2011」と題するブログから報道記事を選出し、まとめたものである（ブログのURLは、<http://ameblo.jp/for-our-future/>）。

同ブログは、2011年3月からの、インターネット配信された新聞社や通信社の報道の一部を選び、引用している。

同ブログは、福島原発その他の原発記事に関する報道や、国内外の災害に関する報道を中心に引用している。

引用している報道機関は、毎日新聞、朝日新聞、福島県の地方紙である福島民報、福島民友、河北新報、共同通信など、大手新聞社や通信社、または避難者を

含む福島県民にとって身近な福島県の地方紙である。したがって、これらの新聞報道は、避難者を含む福島県民の多くが接する媒体である。

同ブログは、引用した報道記事について、インターネット配信した新聞社や通信社の名称、配信日時、記事のタイトル、記事の内容（要約の場合もある）、原典となる記事の配信元URLを挙げており、原典となる報道が存在すること自体について、疑いを入れる余地はない。

当然のことであるが、同ブログでは、すべての報道記事を掲載しているわけではないが、本章及び甲A201号証の目的は、原発事故に関する報道があることによって、一般人・通常人が原発の安全性に疑問を持つことが通常であることを主張立証することである。すなわち、同ブログがすべての新聞報道を選出しておらず、その結果、甲A201号証が挙げていない新聞報道があったとしても、それは、本章及び甲A201号証の主張、証拠の内容に疑問を差し挟むことにはならない。

なお、同ブログがインターネット配信記事をまとめたものであるため、甲A201号証もまた、インターネット配信記事をまとめた内容となっている。

インターネットが発達した現在においては、インターネットを使って報道に接する人が多い。特に、地方紙の記事は、その地方紙を購読していない人は、インターネットで記事に接するしかない。

そのため、インターネット配信がされた記事というのは、一般人・通常人にとって、最もアクセスしやすい報道の一つということができる。

また、特にインターネットで配信される記事は、重大な記事をピックアップして配信されているのであるから、紙の新聞を購読している読者が当然注目するような記事である。

以上を前提に、以下では、3項において原発の安全性に関する報道記事の概要を挙げつつ、その評価をする。

3. 原発の安全性に関する報道の内容及びその評価

2014年9月から2015年8月までの間に、原発の安全性に関する報道記事は甲A201号証の通りである。

ここでは、主要な報道について、その概要を挙げる（「甲A201号証」）。

なお、下記末尾の番号は、甲A201号証の記事の番号である。

（1）核燃料の取り出しについて

ア 記事の概要

原発事故の収束のためには、福島第1原発1号機の圧力容器内から、溶解した核燃料を取り出す作業が不可欠である。しかし、2014年9月11日、溶解燃料が、圧力容器真下の台座部分の外側にまで到達しており、想定されていた圧力

容器上部からアームを伸ばして燃料を取り出すという手段が取れなくなる可能性が明らかになった（記事2）。

2015年3月19日、被告東京電力は、宇宙線を利用し、第1原発1号機の原子炉内を透視した画像を公表した。原子炉圧力容器内の核燃料が収められていた位置に1メートル以上の大さな燃料は確認されておらず、燃料の大部分が溶け落ちたとする計算結果が裏付けられた（記事68）。

2015年4月10日、核燃料の状況を確認するため、福島第1原発1号機の原子炉格納容器内に、カメラを備えたロボットを投入し、調査を始めた。しかし、投入から5時間後にロボットは途中停止した（記事82）。

2015年4月12日、被告東京電力は、この調査用ロボットについて、回収困難と判断し、13日午前に電源ケーブルを切断することを決めた（記事83）。

2015年4月13日、被告東京電力は、ロボットによる調査結果を明らかにした。放射線量は最大毎時9.7Svを観測した（記事84）。

2015年4月15日、被告東京電力は、2機目のロボットを1号機の原子炉格納容器内に投入した（記事86）。

2015年4月20日、被告東京電力は、2機目のロボットの回収を断念し、ケーブルを切断した。回収作業に使う監視カメラが放射線の影響で故障したためである（記事90）。

2015年7月13日、被告東京電力は、第一原発2号機の格納容器内をロボットで調査する計画について、ロボットを投入する配管の入り口付近にあるブロックが遠隔操作で撤去できず、予定していた8月実施が難しくなったと明らかにした（記事115）。

2015年8月3日、被告東京電力が8月に開始予定だった2号機内のロボット調査が、12月以降に遅れる可能性が出て来た。ロボットを出し入れする格納容器の貫通部を覆うブロックの撤去が難航しているためである（記事124）。

第1原発2号機で、溶け落ちた核燃料の状況を調べるため、宇宙線から生じる粒子を利用して測定する新型装置を使い始める時期のめどが立っていない（記事132）。

イ 評価

第1原発の核燃料物質を取り出し、安全な状態で保管することは、原発事故の収束にとって、最も不可欠なことである。なぜなら、核燃料物質は、放射能を放出する源泉であるにもかかわらず、現在においても、その現状すら把握されておらず、いつ再び、何らかの原因で大事故が起き、さらに大量の放射性物質を放出するかわからないからである。

しかも、福島県においては、現在に至るまで余震が頻発している。

核燃料物質がそのまま放置されているだけでは、直ちに放射性物質の拡散に

つながるわけではないが、余震等の自然現象によって、放射性物質が拡散する可能性は高まるることは明らかである。

上記の新聞記事に接した一般人・通常人にとって、核燃料物質の取り出し作業がいかに困難なもので、作業が失敗の連続であることが明らかである。

一般人・通常人であれば、上記の新聞記事を読めば、現在の第1原発1号機から3号機は、いつ再び大事故が起きてもおかしくない状況にあり、原発の安全性に大いに疑問を感じるものであり、ひいては、それを理由として帰還を拒否しても何ら不自然ではない。

(2) 汚染水対策について

ア 記事の概要

(ア) 福島第1原発全体について

2014年10月21日、1～4号機建屋に流れ込む前に地下水をくみ上げる専用の井戸一本で、藻のような植物が大量発生し、くみ上げを停止した（記事9）。

1～4号機のタービン建屋海側にある放水路で、2014年10月22日に採取された水から、1リットル当たり16万1000ベクレルの放射性セシウムが検出された。これは、2014年9月26日の採取分の約127倍であった（記事10）。

2014年10月24日、原子炉建屋周囲の井戸「サブドレン」でくみ上げた地下水から、高濃度放射性物質が検出された（記事11）。

2014年11月12日、汚染水を補完するタンクに水を送るポンプの発電機から火の粉が出た（記事18）。

2014年12月17日、第一原発で、作業ミスにより、タンクにつながっていない配管に流れ込み、汚染水6トンが漏れた（記事27）。

2014年12月25日、汚染水から放射性物質の大多数を除去する多核種除去設備「ALPS」について、被告東京電力目標の2014年12月中の本格運転ができない見通しとなった。被告東京電力からの申請がずれこんだためである。これにより、被告東京電力敷地内タンクに保管中の汚染水約32万トンの浄化が遅れる（記事28）。

2015年1月26日、被告東京電力は、第1原発のタンク内の高濃度汚染水の2014年度中の浄化処理完了を断念した。処理後の水の処理も決まっていない（記事35）。

2015年2月、原子力規制委員会の検討会で、凍土遮水壁の設置が不要ではないかとの意見が出ている。凍土遮水壁設置の前提となる、海側トレーンチにたまる汚染水の除去が難航し、被告東京電力が凍土遮水壁の工事方法を変更する可能

性を示唆したためである（記事42）。

2015年3月20日、第一原発で移送中の雨水が漏出した問題で、被告東京電力は、漏出の原因が、雨水をタンク周囲のせき間で移すべきところ、操作を誤りタンク内で移送したことにあることを明らかにした（記事71）。

2015年3月25日、被告東京電力は、2014年4月からの一年ほどの間に、第一原発から7420億ベクレルの放射性セシウムが海に漏出していたとの試算を明らかにした。この量は、被告東京電力が原発事故前に定めていた年間の管理目標値（2200億ベクレル）の3倍超にあたる（記事76）。

2015年4月30日、被告東京電力は、凍土遮水壁の試験凍結を開始した（記事95）。

2015年5月29日、第1原発構内で汚染された雨水などを保管するタンクから、3号機建屋内に移送するホースに穴が開き、汚染水が漏えいした（記事105）。

2015年5月30日、福島第1原発港湾内の4地点で、海水中のベータ線を出す放射性物質濃度が、過去最高値を更新した。これは、ホースから漏えいした汚染水が、排水路を通じて港湾内に流出した影響の可能性がある（記事106）。

2015年6月8日、被告東京電力は、第1原発で汚染水を補完するタンクのうち、汚染水の漏えいリスクが高い「法兰ジ」型タンクの本格的な解体に着手した。同型のタンクは約370基あり、最初に解体する40基だけでも、8か月かかる見込みである（記事107）。

2015年8月7日、福島県漁連が、第1原発の原子炉建屋周辺で汚染地下水をくみ上げ、浄化後に海洋放送出する計画を容認した。ただし、発生量は減っても、汚染水が敷地内にたまり続けることに変わりはなく、根本的な解決にはならない。また、トリチウムだけは除去できないが、規制委員会は海水で希釈して海に流すことを提案している（記事125）。

2015年9月12日、第1原発の汚染水淡水化装置の配管から、約1リットルの汚染水が漏れた。濃度は、1リットル当たり6300ベクレル程度とみられる（記事130）。

（イ）福島第1原発2号機について

福島第1原発2号機の海側には、観測用井戸が存在する。その井戸でくみ上げた地下水から、放射性物質が相次いで検出されている。

2014年10月12日には、過去最高の1リットル当たり15万ベクレルの放射性トリチウムが検出された（記事4）。

同年10月18日には、この井戸から、過去最高の1リットル当たり26万4000ベクレルのセシウムが検出された（記事6）。

10月20日には、1リットル当たりの26万7000ベクレルのセシウム

が検出され、10月18日の記録をわずか2日で更新した（記事7）。

2014年12月26日、被告東京電力は、2号機海側のトレンチの横方向に伸びる部分を特殊なセメントで埋めたものの、隙間が残り、水が行き来するのを確認した（記事30）。

2015年1月12日、2号機海側の観測用井戸で採取された地下水の放射性物質濃度が、前回8日観測と比較し、50倍以上に上昇した。原因は不明である（記事32）

2015年5月26日、被告東京電力は、2号機の放水路上流の水から、4月までの数十倍の高濃度のベータ線を出す放射性物質が検出されたことを公表した（記事103）。

（ウ）凍結止水工事について

東京電力は、福島第1原発2号機の海側トレンチ（電源ケーブルなどが通る地下道）について、氷の壁を設置し、水の流れを止める方法を検討していた。

しかし、十分に凍結できず、水の流れを止めることができなかつたことから、2014年9月30日に、氷の壁の凍らない隙間に3種類の止水材を投入する方針に変更した（記事3）。

2014年11月24日、被告東京電力は、福島第1原発2号基の海側トレンチで、タービン建屋との接続部に設けた氷の壁や追加投入した止水材でも、水の流れが止まらなかつたことを公表した。完全な止水を断念し、トレンチ内の汚染水を徐々にくみ上げながら、セメントで埋める対策に移るが、汚染水の流出や残留などの懸念が残る（記事21）。

2015年7月28日、凍土壁を作る冷凍機3台が、約5時間半にわたり停止した（記事118）。

イ 評価

汚染水の問題は、福島の住民にとって、極めて深刻な問題である。汚染水は、それが海に流れ、海洋生物が摂取し、ひいては人間が摂取する可能性もあり、危険性は計り知れない。

特に、避難者が、福島県に戻り、福島県で生活すれば、福島県の海産物を摂取したり、海水浴などで海に接近したりすることにより、汚染水に接する可能性は現実的である。

また、汚染水の流出は、放射性物質が被告東京電力の外界に出る一形態であり、福島の住民にとって、どうしても福島原発事故を想起させる。

そのような汚染水について、上記記事を読んだ一般人・通常人は、ほとんど対策が進んでいないと感じるであろう。

汚染水に関しては、次の事実が報道されている。度重なる極めて高濃度の放射性物質の検出、作業ミスなどによる大量の高濃度汚染水の漏出、汚染水の海洋へ

の流出、対策である A L P S 及び凍土遮水壁の作業の遅れなどである。凍土遮水壁においては、原子力規制委員会で、設置が不要との意見まで出ている。

汚染水漏出のリスクが高い「フランジ」型タンクの完全解体には何年かかるかわからない状況である。

海洋への汚染水の放出により、海水中のベータ線を出す放射性物質濃度が過去最高値を更新している。

このような新聞記事に接した一般人・通常人は、当然のことであるが、被告東京電力は原発の放射性物質をなんら管理、コントロールできておらず、今後も汚染水の漏出、海洋への流出がされ続けると考え、ひいてはそれを理由として帰還を拒否しても何ら不自然ではない。

（3）福島第1原発1号機、原子炉建屋を覆うカバーの解体作業について

ア 記事の概要

2014年10月22日、被告東京電力は、福島第1原発1号機原子炉建屋を覆うカバーの解体作業に入った。カバーを外せば、放射性物質を含む粉塵が舞い上がる可能性があるため、屋根に穴をあけて、飛散防止剤を散布した（記事8）。

2014年10月28日、被告東京電力は、解体作業で、屋根の一部が破損したため、取り外しを1日延期し、31日に行うことを見た（記事12）。

2014年11月12日、建屋カバーの解体に向けた作業で、飛散防止剤の散布などに使用するクレーンの配管で油漏れが見つかり、作業が中止された。11月17日まで主な作業を休止する見込みである（記事19）。

2015年5月15日、被告東京電力は、建屋のカバーの解体を始めた。この日は、粉じんの飛散防止剤をカバー内に散布した（記事99）。

2015年6月29日、被告東京電力は、カバーの解体をめぐり、建屋内の吹き抜けを塞ぐために設置していた「バルーン」の使用を断念し、撤去した。解体作業の開始は、当初計画から大幅に遅れているが、被告東京電力は計画を見直す考えを示しており、解体がさらに遅れる可能性も出てきた（記事113）。

イ 評価

被告東京電力の原発事故の作業のいずれにも共通することであるが、建屋カバーの解体作業においても、当初立てられた計画が、様々な事情で大幅に遅れている。

建屋のカバーの解体作業は、放射性物質が多い建屋内と外界とを遮断しているカバーを取り除く作業なのであるから、この作業の内容によっては、大量の放射性物質が外界に流出する可能性がある。

しかも、放射性物質が仮に海洋に流出したとしても、自分は海に行かず、海産物を食べなければ影響を受けないという考え方をする人もいるかもしれないが、

カバー解体により放射性物質が空気中に流出するのは、まさに、2011年3月11日の事故以降に、福島県を中心とする各県を汚染した現象と同じ現象なのである。

本章で引用した被告東京電力の原発廃炉作業に関する記事を読めば、一般人・通常人は、被告東京電力の廃炉作業は、全体を通じて、作業自体の困難性や人為的ミスなどにより、時期的にも、内容的にも上手くいっていないという認識を持つ。

そのような一般人・通常人にとって、福島を汚染した現象と同じ現象を起こしかねない建屋カバーの解体作業が、無事に終わるまでは、原発が安全だと感じるようにはならない。その結果、帰還を拒否するとしても何ら不自然ではない。

（4）廃炉作業全体について

ア 記事の概要

（ア）廃炉作業全体の工程について

2014年年9月末時点で、東京電力福島第1原発で、作業員が着た使い捨ての防護服が、低レベル放射性物質として溜まっている。9月末時点で、敷地内に保管されている使用済み防護服は、3万3300m³であり、被告東京電力は当初予定より約半年遅い2015年春から焼却設備を稼働する予定だが、発生量の増加に処理が追いつかない可能性がある（記事14）。

政府と被告東京電力は、2014年10月30日、福島第1原発の廃炉工程表を見直し、1号機の核燃料取り出しの開始時期を予定より遅らせると発表した。

がれき撤去や新たなクレーン設置などが想定より遅れるため。使用済み核燃料プール内の燃料は2年遅れの2019年から、溶解した原子炉内の燃料の処理は、5年遅れの2025年度からとなる（記事13）。

2014年12月12日、原子力規制委員会の田中委員長は、廃炉作業について、「作業が適正な順番でリスク低減できているか、工夫できることもある」と述べ、廃炉工程の見直しが必要との見解を示した（記事25）。

第1原発の廃炉作業に伴い、建屋のがれきや地上タンク建設のため伐採した、放射性物質で汚染された樹木などのごみが構内で増え続けている（記事26）。

第1、第2原発で作業員の死亡事故が相次いだことにより、2015年2月、被告東京電力は、作業を全面的に中断し、安全対策を総点検している（記事36）。

2015年2月3日、中断していた作業を再開した。しかし、凍土遮水壁は、目標の3月末の凍結開始が極めて厳しい状況になった（記事38）。

2015年3月3日、第1原発に保管されている、高濃度汚染水処理の完了時期が、当初目標の3月末から、2016年5月頃にずれ込むことが分かった（記

事50)。

2015年6月12日、政府と被告東京電力は、第1原発の廃炉に向けた工程表を2年ぶりに大幅改定した。1から3号機の使用済み燃料プールからの燃料取り出し時期を、従来よりも最大3年程度遅らせ、燃料デブリの取り出しについては、工法を見直す方針も盛り込んだ(記事109)。現時点では、デブリの位置も形状もわかつていないため、実現可能性は不透明のままである(記事110)。

2015年8月8日、凍土壁の設置工事に使ったバキュームカーを清掃していた協力作業員が、タンク後部の油圧式のふたに頭を挟まれ、死亡した。被告東京電力は、再発防止に向けた原因究明のため、第1原発構内での作業を当面中止する(記事126)。

(イ) 使用済み核燃料プールについて

2014年11月27日、福島第1原発2号機の使用済み核燃料プールの冷却が、5時間にわたり停止した。空気圧縮機が停止したため、冷却用の水を送るポンプの弁が閉じたことが原因であった(記事22)。

2014年12月現在で、使用済み核燃料プールのある原子炉建屋最上階の除染が難航している。放射線量毎時1ミリシーベルトという目標値を達成できておらず、プールからの燃料取り出しの見通しが立たない(記事23)。

2015年7月、被告東京電力は、第1原発3号機の使用済み核燃料プールで、重さが約20トンもある、がれきを、月内にも撤去する。クレーン作業中のトラブルにより、プールの水位低下や燃料破損につながる恐れもあるため、構内の全作業を中断して行う方針である(記事116)。

2015年7月30日、被告東京電力は、使用済み核燃料プールに落下した約20トンの燃料取扱機を、8月2日にクレーンで撤去すると発表。しかし、誤って落下させれば燃料の損傷につながりかねない。政府と被告東京電力は、2015年度中に燃料取り出しを開始する予定だったが、トラブルなどでがれき撤去が遅れ、開始時期を平成29年度中と変更した。(記事123)。

イ 評価

上記の記事を見れば、一般人・通常人は、被告東京電力及び政府の廃炉作業その他の原発事故対策は、計画を立てても、その計画通りの日程に進んでいないと感じるのが通常である。また、日程の問題にとどまらず、廃炉作業の内容自体の見直しの必要性が、原子力規制委員会により言及されていることからすれば、一般人・通常人は、原発の廃炉作業その他の作業は、模索段階にあり、計画を立てても、数年単位でその計画が変更されるような性質のものであると理解する。

そうであるならば、これらの記事に接した一般人・通常人は、原発の廃炉その他の作業はまだ道半ばであるのだから、まだ安全だとは言い切れないと感じ、そ

の結果帰還を拒否しても何ら不自然ではない。

（5）被告東京電力の当事者意識の欠如

ア 記事の概要

2014年12月31日、被告東京電力が、福島第一原発のがれき撤去作業中に、放射性物質を含む粉塵が飛ばないようにする飛散防止剤を、メーカー推奨の濃度より10倍以上に薄め、散布回数も大幅に減らすよう指示していたことが分かった（記事31）。

2015年2月16日、福島第1原発構内で、高線量がれきを一時保管するテントの屋根の一部が、強風の影響で敗れ、穴が開いた。テントは秒速30メートルの強風に1年間耐えられる強度であったが、設置されたのは2011年9月だった。被告東京電力は劣化が原因で破れたとみている（記事41）。

2015年2月24日、被告東京電力が、第一原発の排水溝から、高濃度の放射性物質を含む雨水が概要に漏れ続けるのを放置していたことが判明した。被告東京電力は、漏出を原発事故発生直後から港湾外に流出している可能性を認識していたが、公表せず、排水溝を専用港内に付け替えるなどの対策も取っていなかった（記事45、47）。

2015年3月5日、この漏出問題で、2014年12月に経済産業省が放射線量の測定データを示されたにもかかわらず、被告東京電力に公表を指示していなかったことが分かった（記事56）。

また、2015年3月6日、別の排水路からも汚染雨水が漏れ出た可能性があることが分かった（記事57）。

2015年3月30日、被告東京電力は、「情報公開の精神が組織全体に浸透していない」とする外部有識者の検証報告書を公表した（記事78）。

2015年4月21日、被告東京電力は、この排水路内に取り付けた水のくみ上げポンプ全8台が止まり、新たに汚染雨水が外洋に流出しているのが見つかったと公表した（記事89）。

イ 評価

上記記事を読んだ一般人・通常人は、被告東京電力がいかに住民の安全に配慮していないかを思い知ることになる。

すなわち、被告東京電力は、放射性物質が外界に放出することを防ぐための飛散防止剤を、希釈して使うことにし、また、散布回数も減らすよう指示していた。一般人・通常人であれば、被告東京電力が費用負担を減らすために、このような措置を取ったと考えるであろう。

また、高線量がれきを覆うシートの耐用年数を考慮の上、劣化し、その結果放射性物質が漏出しないようシートを交換するなどの措置を取るべきなのに、そ

れをしていなかった。

さらには、被告東京電力が、汚染水の漏出を知りながら公表しておらず、経済産業省も、被告東京電力を指導して、それを改めさせることはできなかつた。

これらは、人体に悪影響を及ぼす放射性物質を、二度とまき散らせないという責務を負っている被告東京電力が、その責務を軽視するだけでなく、費用を軽減させることや国民や住民からの批判を避けることを優先させたと、一般人・通常人に感じさせる。しかも、本来ならば、被告東京電力を監督するべき立場にある経済産業省もまた、その責務を果たすことができなかつた。

被告東京電力が、事故前も、事故直後も、原発事故に関する情報を住民、国民に隠してきたことは良く知られている事実である。

これらの記事を読んだ一般人・通常人は、2011年3月11日以降、これまでにない重大な事故を引き起こしたにもかかわらず、この隠ぺい体質が改善されていないということを思わざるを得ない。

そして、被告東京電力は、住民の健康被害を防止することを第一の目的として廃炉作業を行っていないので、人為的なミスで放射能の流出などの重大な事故が再び起ころともおかしくなく、しかも、それがいつまで経っても公表されないため、福島の住民が対策を取れないという事態が発生する可能性があることを感じてしまう。

しかも、そのような被告東京電力の姿勢は、国の機関の監督によつても変えることができないと感じる。

これでは、一般人・通常人が、いまだ廃炉が完了していない福島第一原発が安全であると感じるはずがない。

そうだとすれば、これを理由に帰還を拒否することは何ら不自然ではない。

(6) 小括

上記の記事を見れば、一般人・通常人は、原発や放射性物質は、被告東京電力が十分管理できておらず、いつまた重大な事故が起こるかと不安を持つのが通常である。

上記の新聞記事で報道されているだけでも、わずか一年間の間に、多くの事故や問題が発生している。

そのため、いくら東電や国が、原発は安全で、帰還をしても大丈夫だと主張して、国が避難指示を解除したとしても、それは上記の新聞記事の報道と明確に反しており、全く説得力がない。

したがつて、現在避難している住民にとって、原発事故が再び起こると考え、原発に近い故郷への帰還を拒否することは、一般人・通常人の感覚を基準とすれば、極めて合理的な選択なのである。

第6 結語

以上のように、復興庁の調査結果をもとにして、多くの住民が帰還を拒否する理由としてあげた項目の合理性を検討したが、除染効果に対して疑問を抱くことや、放射線被ばくに対して不安を抱くことや、原発事故が収束していないことを理由として、避難指示解除後に帰還を拒否することは、一般人・通常人を基準とすると、何ら不自然・不合理なことではない。

したがって、避難指示解除後も、原告らが、避難慰謝料、故郷喪失慰謝料、不動産再取得価格、財物損害をそれぞれ請求することは、何ら妨げられないである。

以上